

議案第78号

守谷市公共下水道条例の一部を改正する条例

守谷市公共下水道条例（昭和55年守谷町条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 8 月 29 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
78号	1

守谷市公共下水道条例の一部を改正する条例

守谷市公共下水道条例（昭和55年守谷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第1項第4号アを次のように改める。

ア 精神の機能の障害により排水設備に係る事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第13条第1項中「得られた額」の次に、「に、消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税額をいう。）を加えた額（1円未満の端数は切り捨てる。）」を加える。

別表第1中「514円」を「466円」に、「51円」を「46円」に、「118円」を「106円」に、「149円」を「135円」に、「159円」を「144円」に、「169円」を「152円」に、「172円」を「155円」に改める。

別表第2指定工事業者指定・更新手数料の項中「10,000円」を「5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して使用する公共下水道において、施行日以後最初に算定される排除汚水量に係る下水道使用料については、改正後の守谷市公共下水道条例第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案	頁数
78号	2

提案理由（議案第78号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、昨年度策定した経営戦略に基づき、今後10年の財政収支を見通した結果、10月に施行される消費税率引き上げ後において、現行料金を維持しても安定運営が見込まれることから、下水道使用料を実質値下げし、併せて、使用料本体価格と消費税相当額の内訳を明確にするため、外税方式に改めるものです。

なお、今回の改定により、平均的な水量を使用する家庭では、改定消費税率をそのまま転嫁した場合と比較して、年間で約516円値下げされる見込みです。

また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の改正に伴う関係条項の改正及び指定排水設備工事事業者の指定手数料及び更新手数料を見直すため、守谷市公共下水道条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
78号	3

守谷市公共下水道条例 新旧対照表

改 正	現 行																																						
<p>(指定の基準)</p> <p>第7条の3 市長は、第7条第1項の指定の申請をした者が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>精神の機能の障害により排水設備に係る事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イからエまで (略)</p> <p>(使用料の算定)</p> <p>第13条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第1に定めるところにより算出して得られた額<u>に、消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税額をいう。）を加えた額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。</u></p> <p>別表第1（第13条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">基本料金 (1箇月)</th> <th colspan="5">従量料金 (1 m³につき)</th> </tr> <tr> <th>1~10 m³</th> <th>11~20 m³</th> <th>21~50 m³</th> <th>51~100 m³</th> <th>101 m³以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	種別	基本料金 (1箇月)	従量料金 (1 m ³ につき)					1~10 m ³	11~20 m ³	21~50 m ³	51~100 m ³	101 m ³ 以上								<p>(指定の基準)</p> <p>第7条の3 市長は、第7条第1項の指定の申請をした者が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イからエまで (略)</p> <p>(使用料の算定)</p> <p>第13条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第1に定めるところにより算出して得られた額_____</p> <p>_____</p> <p>_____とする。</p> <p>別表第1（第13条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">基本料金 (1箇月)</th> <th colspan="5">従量料金 (1 m³につき)</th> </tr> <tr> <th>1~10 m³</th> <th>11~20 m³</th> <th>21~50 m³</th> <th>51~100 m³</th> <th>101 m³以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	種別	基本料金 (1箇月)	従量料金 (1 m ³ につき)					1~10 m ³	11~20 m ³	21~50 m ³	51~100 m ³	101 m ³ 以上							
種別			基本料金 (1箇月)	従量料金 (1 m ³ につき)																																			
	1~10 m ³	11~20 m ³		21~50 m ³	51~100 m ³	101 m ³ 以上																																	
種別	基本料金 (1箇月)	従量料金 (1 m ³ につき)																																					
		1~10 m ³	11~20 m ³	21~50 m ³	51~100 m ³	101 m ³ 以上																																	

78号	議案
4	頁数

	につき)					
一般 汚水	466 円	46 円	106 円	135 円	144 円	152 円
一時 使用 汚水						155 円

別表第2 (第13条の2関係)

指定工事業者指定・更新手数料	1件につき 5,000円
----------------	--------------

	につき)					
一般 汚水	514 円	51 円	118 円	149 円	159 円	169 円
一時 使用 汚水						172 円

別表第2 (第13条の2関係)

指定工事業者指定・更新手数料	1件につき 10,000円
----------------	---------------

78号	議案
5	頁数